国立研究開発法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金	
（略）	（略）
（削る）	
（略）	（略）
身体障害者等福祉対策事業費補助金	
未払賃金立替払事業費補助金	
（略）	（略）

	（新設）
（略）	（略）
	社会保険労務士試験事務電子化推進事業費補助金
（略）	（略）
	身体障害者等福祉対策事業費補助金
	（新設）
（略）	（略）

その他告示

○総務省告示第七十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十の三第一項の規定に基づき、令和八年総務省告示第七十一号（二六GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針）に基づく価額競争の参加の申請期間等を次のように定める。

令和八年三月九日

総務大臣　林　芳正

一　申請期間

令和八年三月十日（火）八時三十分から同年四月九日（木）十七時十五分までの間

二　申請の提出先

総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長

三　問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課　電話〇三（五二五三）五八九三

四　申請要領

価額競争に参加しようとする者が参加の申請を行うための要領その他の必要な事項は、別に公表する。

○財務省告示第五十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年二月二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月九日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1359回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 (1)　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 (2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額	(1)　価格競争入札発行　額面金額で3,698,760,000,000円 (2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で1,001,200,000,000円